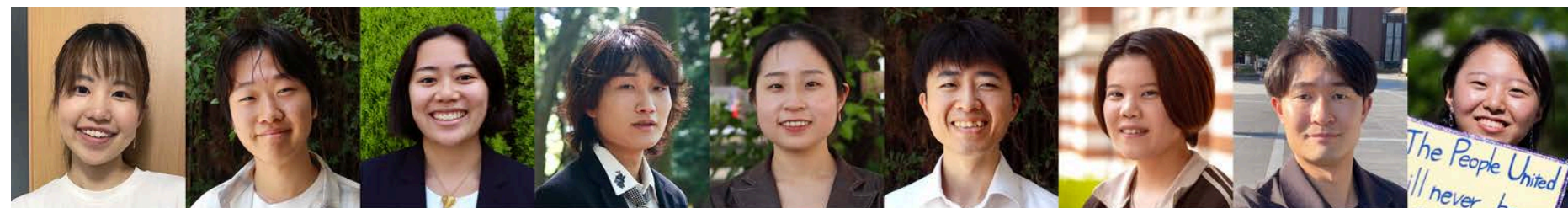




明日を生きるための
若者気候訴訟

原告 川崎 彩子



明日を生きるための 若者気候訴訟



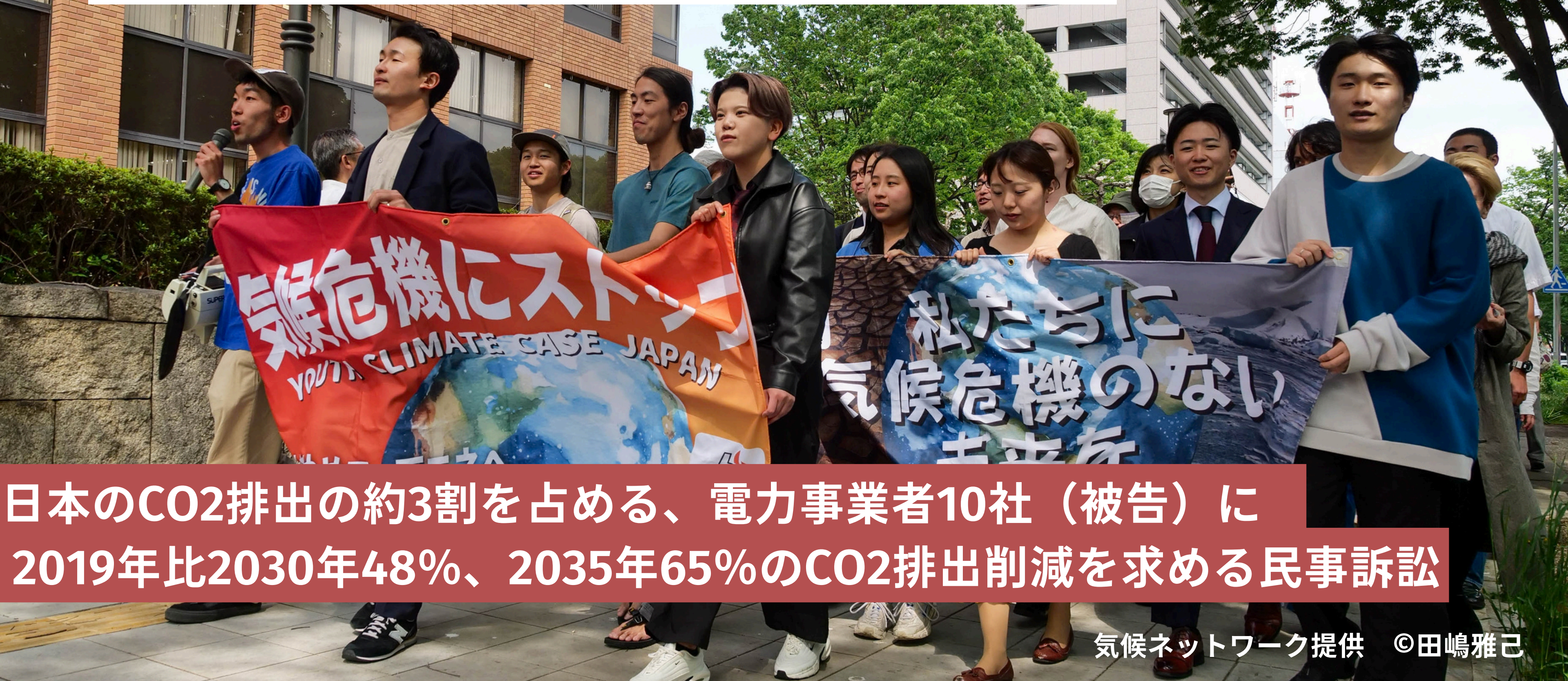
気候危機はいのちの問題。 私たちに気候危機のない未来を。

世界気候アクション
Global Climate Strike

#気候危機見て見ぬふりはもうできない
9月24日(金)



原告 全国の14～29歳（提訴当時）の若者17人



**日本のCO2排出の約3割を占める、電力事業者10社（被告）に
2019年比2030年48%、2035年65%のCO2排出削減を求める民事訴訟**

火力発電が最大の排出源

基準年である 2019年度の発電部門の排出量（3 億 9400 万 t）は同年の**エネルギー起源 CO2（10億 2900 万 t）の約 4 割**。世界の国別排出順位で **16 位**に相当。

さらに、関連会社の火力発電電力を購入して販売しており、これを加えた責任のある各 CO2 排出量の合計 は、エネルギー起源 CO2の 33% にも及ぶ。

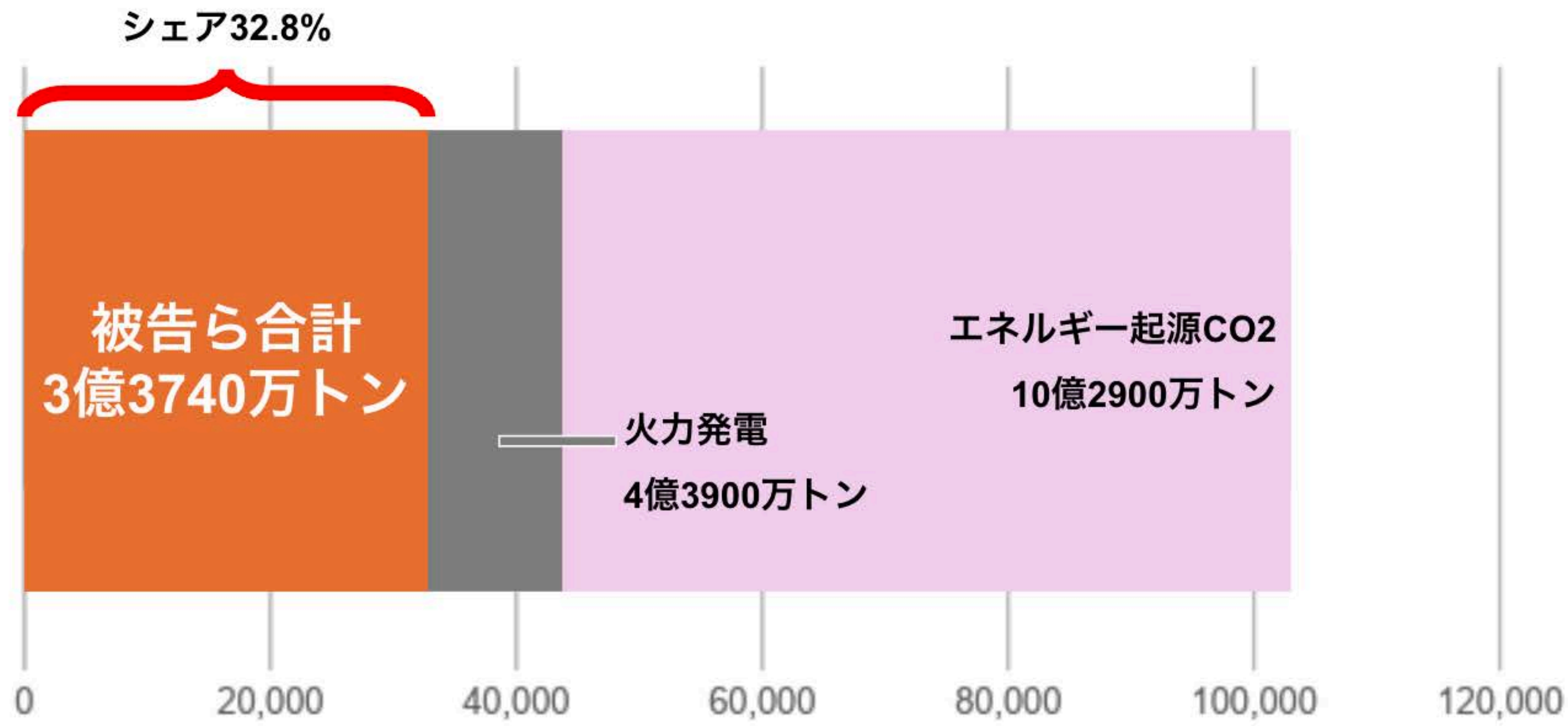
表：直接分の上位排出企業（企業別直接排出量の上位 20 位）のトップ級（2025 年 4 月 4 日更新）

2019年度排出量算定報告制度報告データによる事業者別排出量				
順位	特定排出者名	業種名	事業者の報告による排出量	備考
1	株式会社JERA	発電所	124,500,784	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
2	日本製鉄株式会社	高炉による製鉄業	79,356,610	エネルギー起源CO2
3	JFEスチール株式会社	高炉による製鉄業	53,705,638	エネルギー起源CO2
4	電源開発株式会社	発電所	42,735,608	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
5	東北電力株式会社	発電所	30,342,897	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
6	関西電力株式会社	発電所	26,600,000	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
7	中国電力株式会社	発電所	18,977,972	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
8	九州電力株式会社	発電所	18,300,000	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
9	ENEOS株式会社	石油精製業	18,143,656	エネルギー起源CO2
10	北陸電力株式会社	発電所	16,500,000	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
11	株式会社神戸製鋼所	高炉による製鉄業	14,298,429	エネルギー起源CO2
12	北海道電力株式会社	発電所	13,019,527	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
13	相馬共同火力発電株式会社	発電所	12,405,843	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
14	常磐共同火力株式会社	発電所	8,370,844	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
15	四国電力株式会社	発電所	7,370,000	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
16	出光興産株式会社	石油精製業	6,978,411	エネルギー起源CO2
17	東ソー株式会社	ソーダ工業	6,613,001	エネルギー起源CO2
18	株式会社コベルコパワー神戸	発電所	6,597,792	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
19	瀬戸内共同火力株式会社	発電所	6,411,002	エネルギー起源CO2(発電所等配分前)
20	三菱ケミカル株式会社	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)	5,437,130	エネルギー起源CO2

CO2 排出量の実績は温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の集計結果より
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/result>

被告らだけで、日本のエネルギー起源CO2の約3分の1を排出していること

CO2排出量（2019年度、単位：万トン）



被告らが削減目標を欠くか不十分であること

被告らの削減目標（グループ・関連企業含む、2019年度比）

	JERA	東北電力	Jパワー	関西電力	神戸製鋼所
2030年度 (52%以内)	✕ 総量削減 目標なし	✕ 54.7%	✕ 目標はあるが 不明確	✕ 目標はあるが 不明確	✕ なし
2035年度 (35%以内)	✕ 52.0%	✕ なし	✕ なし	✕ なし	✕ なし
	九州電力	中国電力	北陸電力	北海道電力	四国電力
2030年度 (52%以内)	✕ 不明	✕ 60.6%	✕ 55.1%	✕ 68.7%	✕ 69.9%
2035年度 (35%以内)	✕ なし	✕ なし	✕ なし	✕ なし	✕ なし

原告らは既に危機を経験。影響が激化することは不可避

自らの日常生活にも影響

- 自身や親族が熱中症に罹患した
- 屋外での運動や行動が制限される。公共交通機関が乏しい地方では買物にも行けない
- 授業やクラブ活動にも制約
- 降雪が少なく、スキー場が閉鎖されてしまった
- クーラーの使用が必須のため、電気代のためにアルバイトを増やしている

災害を身近に経験

- 家族や友人が豪雨、河川の決壊や巨大台風、山火事にあった。

気候変動の加速的進行に不安

- ここ数年の間にも気候異変を実感、悪化に対する不安やおそれ。
- 日常的に電気を使用しなければならないが、火力発電による電気を消費することでCO₂排出に加担し、加害者になっていると感じている。

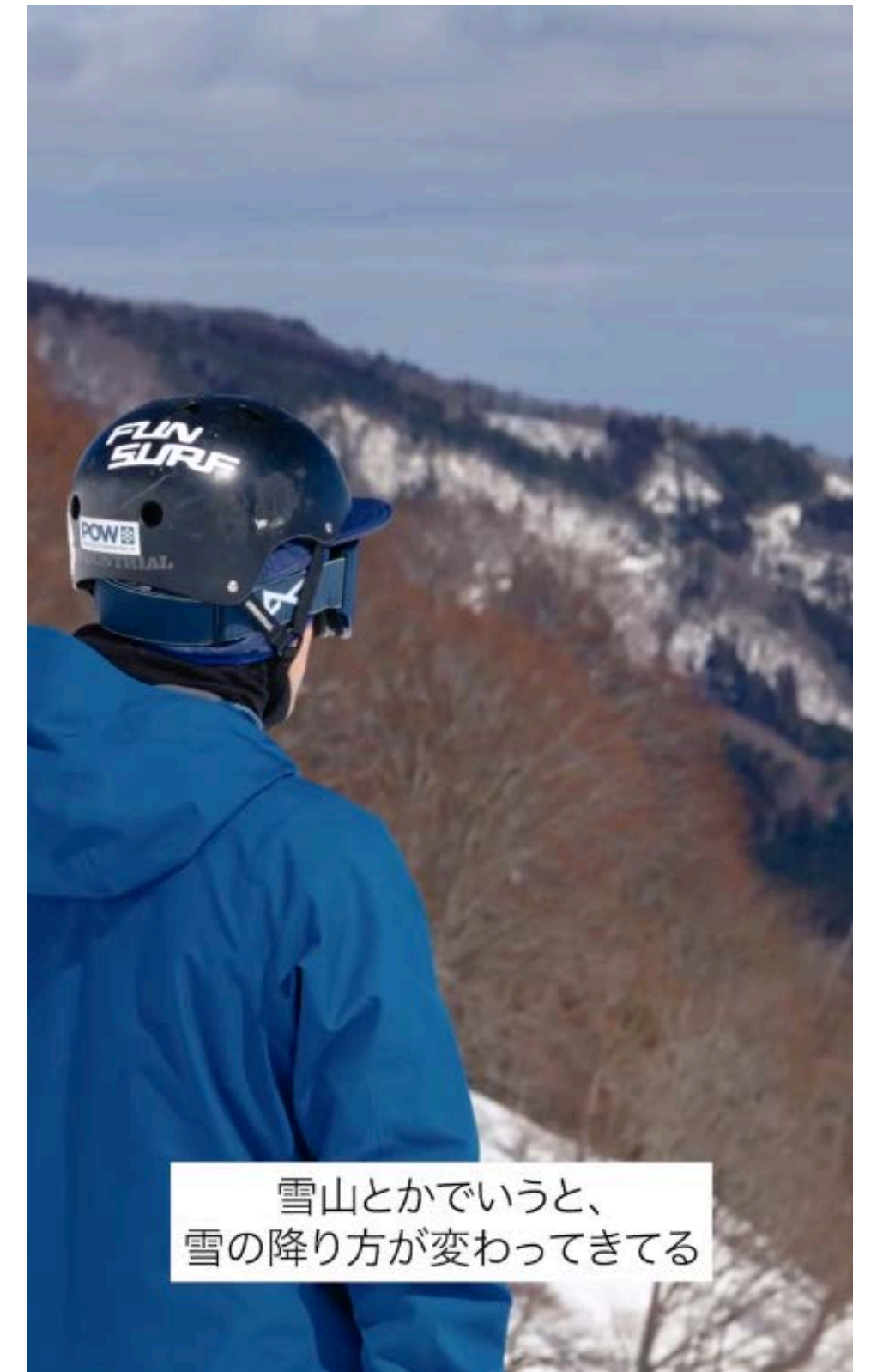


今は小学校の先生を
やってます

サーフィンやスノーボードで気づいた
自然の変化。

「自然のなかで遊び続けたい」
今まで無関心でいれたことも、
生活に直結している。

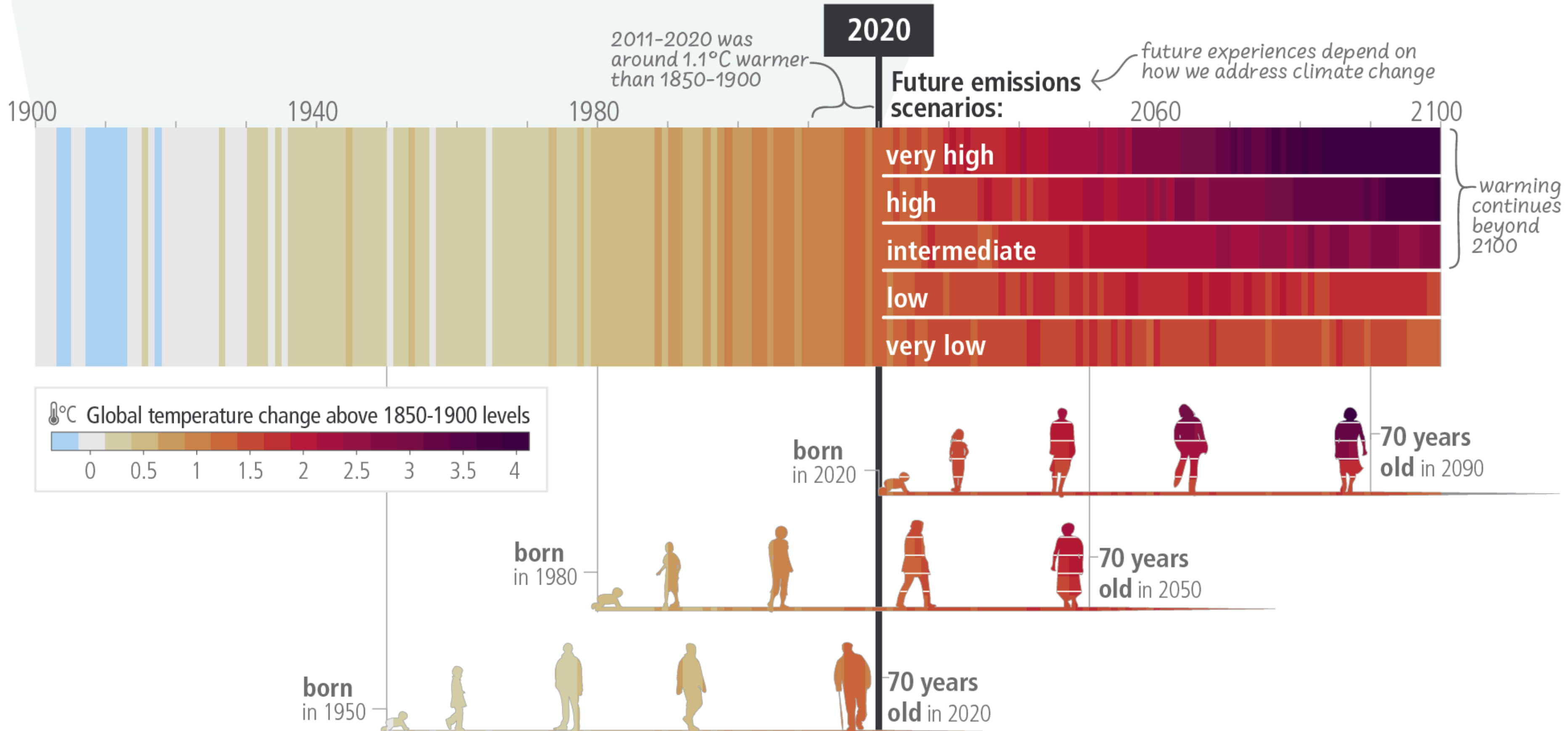
10月でも熱中症指数が高くて、
「外で遊んではいけません」
「教室で静かに遊びましょう」
私たちが子どものときにこんなことはなかった。



雪山とかでいうと、
雪の降り方が変わってきてる



c) The extent to which current and future generations will experience a hotter and different world depends on choices now and in the near-term



原告の若者たちの訴え

- 気候変動の影響は深刻で元には戻らない。
- 私たちの人権を守るには、気候やその他の環境を守ることが欠かせない。
(国際司法裁判所 (ICJ) による勧告的意見より)
- 気温上昇を1.5℃未満に抑えるためには、科学が求める水準まで排出削減を行うことが国際的な共通認識。

⇒ CO2排出量を、2019年比で2030年までに48%、
2035年までに65%削減すること
- 発電部門のCO2排出量は大きく、特に石炭火力発電所はさまざまな国際機関から早期廃止が求められている。

これに対し、

被告の電力会社は全面的に争っている

ポイントと原告の若者たちが指摘する問題点

POINT① 被告電力会社らの排出削減義務

電力会社

若者

- 排出削減義務を明記した法律はなく、自分たちは法的な削減義務を負っていない。社会的責任から排出削減対策をしている。
- ICJ勧告的意見は国の責任について述べたもの。かつ、法的拘束力がない。「国連ビジネスと人権指導原則」も、ソフト・ローで法的拘束力はない。

- 気候やその他の環境が守られなければ、私たちの人権も守られない。
- ICJは、国家は危険な気候変動の影響を防止する義務があるという勧告的意見を発表し、この義務には企業の活動の規制も含まれている。
- 科学が求める水準まで排出を削減するのが国際的な共通認識
- 「国連ビジネスと人権に関する指導原則」

POINT② 海外での国や企業の排出削減義務を認める判決

電力会社

- 外国の判決やICJ勧告的意見は、日本の訴訟での参考にならない。

若者

- オランダ・ハーグ裁判所判決：シェルに削減義務がある。
地球規模の問題であり、世界の判決で示された考え方は反映されるべき。
- ドイツ・ハム上級裁判所判決：電力会社RWEの歴史的累積排出量は世界全体の0.24%を占める。原告ペルー農夫が受けるであろう気候変動の影響への責任を認めた。

POINT③ 原告らの権利侵害の程度

電力会社

- 将来にわたって差止を請求するには、現時点で生命、身体、健康、財産等への具体的で重大な被害が生じていることが必要。
原告の若者たちの被害はとるに足らない。

若者

- 陳述の通り、すでに気候変動の被害を受けている。被害は今後さらに激甚化することが確実。
- 現在の被害の程度は要件ではない。今後の深刻化を未然に防ぐことを求めている。

POINT④ 被告らの地球温暖化への寄与度と責任

電力会社

- 自分たちの排出量は世界全体で見るとごくわずかで原告らの被害との因果関係は認められない。
(例えば、JERAの排出量は世界全体の0.37%に過ぎない)

若者

- どの企業も単独で責任を負っているのではない。
- 被告10社の排出量を合わせると、世界全体の約1%を占め、無視するほどに小さくない。地球温暖化に十分寄与している。

POINT⑤ 司法の役割

電力会社

- エネルギー安定供給・安全保障の問題であり、民主プロセスによる政治が解決すべきもの。
司法審査の対象でない。将来のことは不確定。

若者

- 危険な気候変動の影響は私たちの人権を侵害している。
- 政治にも役割があるが、司法審査の対象でもあることは世界の多くの裁判所で認められている。

これまでの歩み

気候ネットワーク提供 ©田嶋雅己

2024



8月6日
名古屋地裁
に提訴

10月24日
第1回
口頭弁論



2025



2月18日
第2回
口頭弁論

3月7日
日韓台の
原告交流会

5月22日
第3回
口頭弁論



これまでの歩み

気候ネットワーク提供 ©田嶋雅己

2025



9月17日
第4回
口頭弁論

11月下旬
韓国
WS合宿



1月8日
第5回
口頭弁論



2026



4月20日
第6回
口頭弁論



8月6日
第7回
口頭弁論

次回は…

11月30日

第8回 口頭弁論期日
@名古屋地方裁判所

世界各国で起こされた気候訴訟

3,090件以上



モンタナ州若者気候訴訟／米国

「米国初の若者たちの勝利」

米国州政府に対する訴訟

2020年3月、米国モンタナ州ヘレナ裁判所で、2歳から18歳までの16人の若者たちが州に対して訴えを起こしました。石炭の産出地として知られるモンタナ州の憲法では、クリーンで健康な環境を保持することが記載されています。しかし、2011年に州環境政策法が改正され、州政府が化石燃料の使用や生産を制限することが事実上禁止され、環境影響評価においてCO₂などGHGの影響を評価しなくても良いことになりました。そこで、若者たちがこの改正を憲法違反と訴えたのです。裁判所は2023年8月、原告らにはクリーンで健康的な環境を享受する憲法上の基本的権利があるとして原告適格（訴訟を起こす資格）を認め、気候変動による子どもたちの不安や喪失感、絶望感なども気候変動の被害ととらえました。そして、2011年の州環境政策法の改正は、原告らの権利を侵害するもので「違憲」と断じました。現在、州の最高裁で審理が続いています。

アジェンダ訴訟／オランダ

「気候訴訟に道を開く」

国の削減目標に対する訴訟

2013年、オランダの環境NGO「アジェンダ」と886人の市民が、政府の2020年のGHG排出量の削減目標（1990年比20%削減）は低すぎるとし、その引き上げを求めて提訴しました。ハーグ地方裁判所は2015年に、ハー

対シェル事件

「企業にも人権を保護する義務がある」

企業の排出削減を求める訴訟

2019年、オランダに本拠を置く環境団体と約1万7000

韓国若者気候訴訟

「アジア初の若者気候訴訟～国の目標は憲法違反」

国の削減目標に対する訴訟

2020年3月に韓国の若者たちが、韓国の「カーボンニュートラル及びグリーン成長に関する枠組み法」における2030年GHG排出削減目標は不十分で憲法違反として、憲法裁判所に訴えを提起しました。原告の若者たちは、この法律の目標では韓国は早ければ2030年までにカーボンバジェットを使い果たしてしまい、将来世代が被害を受けると訴えています。韓国の国家人権委員会も2023年6月、政府のGHG削減目標は現在及び将来の両世代の自由と権利のために必要な最小限の保護措置をとっておらず憲法違反との意見書を憲法裁判所に提出しました。憲法裁判所は2024年4月に初めて公開での意見聴取を行い、秋に予定されている判決は世界から注目されています。

ドイツ若者憲法訴訟

「将来世代に不公平な負担」

国の削減目標に対する訴訟

2019年、ドイツの若者たちが、ドイツ連邦気候保護法で2030年以降の削減措置が具体的に定められておらず、2030年までのGHG削減目標も不十分として、憲法裁判所に提訴しました。憲法裁判所は2021年3月、気候保護法の目標はGHGの排出削減を先送りして将来世代に不当に負担を押し付けており違憲であるとし、連邦政府に対応を

スイス高齢女性グループの訴え

「気候危機は人権問題」

欧州人権条約加盟国への訴訟

スイスの2000人以上の高齢女性による団体が、熱波などの影響を強く受けているとして、2016年に政府にGHG

原告がClimate Week NYCに参加！イベント開催



韓国の原告、米フロリダの弁護士とディスカッション

応援よろしく願いいたします！

気候危機にストッブ

YOUTH CLIMATE CASE JAPAN

11/30 (月) 14:30～

名古屋地方裁判所で会いましょう！

フォロー&いいね, シェア
で応援お願いします



Facebook



Instagram



明日を生きるための
若者気候訴訟
Youth Climate Case Japan

あなたも原告になれる！もう1つの気候訴訟

私たちの地球にいま何が起きているの？

気候正義 Climate Justice 訴訟

#地球を守るためにうったえてみた



すでに全国の900名を超える方が原告として参加！

